

各種計画の策定について

1 第 4 次糸魚川市総合計画

(1) 策定の趣旨

「糸魚川市総合計画条例」に基づき策定するもので、本市の目指す方向とそれを実現するための施策を明らかにした「まちづくりの基本方針」であり、各種計画や施策の基本となる最上位計画として策定する。

(2) 今後のスケジュール

時期	対応等
令和 8 年 6 月 29 日	総務文教常任委員会で序論素案、基本構想素案策定状況報告
9 月	総務文教常任委員会で基本計画素案策定状況報告
9 月～10 月	意見等の反映、内容修正
10 月～11 月	パブリックコメントの実施
11 月	市議会全員協議会での審査（2 日程度）
	意見等の反映、内容修正（最終調整）
12 月	市議会へ基本構想議案上程
12 月～3 月	構成デザイン・印刷製本
令和 9 年 3 月	完成・公表

※議案上程までの間、総合計画審議会（全体会、分科会）を適宜開催し内容検討を行う。

2 第 3 次国土利用計画（糸魚川市計画）

(1) 策定の趣旨

「国土利用計画法」に基づき策定するもので、国土の総合的かつ計画的な利用を図るための基本方向を示すもの。

国土利用計画（糸魚川市計画）は、全国計画及び新潟県計画を基本とし、糸魚川市の土地利用に関する行政上の指針となる計画であり、土地利用に関する諸計画の上位計画として策定する。

(2) 今後のスケジュール

時期	対応等
令和 8 年 6 月 29 日	総務文教常任委員会で改訂素案を説明
7 月	新潟県へ事前協議
7 月～8 月	パブリックコメントの実施
8 月～9 月	意見等の反映、内容修正
9 月	総務文教常任委員会で改訂案を説明
9 月～10 月	新潟県へ最終協議
10 月以降	計画策定・公表

3 糸魚川市国土強靱化地域計画

(1) 策定の趣旨

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づき策定するもので、地域の特性を踏まえた強靱化施策を、計画的かつ実行的に進めるための指針となるもの。

いつ起こるかわからない、いかなる災害に対しても、予断を持たず最悪の事態を念頭に置き、市民の生命と財産を守り、被害を最小限にとどめ、迅速な復旧・復興が可能な、強くしなやかな災害に強い地域を作り上げるための地域計画として策定する。

(2) 今後のスケジュール

時期	対応等
令和8年6月29日	総務文教常任委員会で改訂素案を説明
7月～8月	パブリックコメントの実施
8月	糸魚川市防災会議への意見照会
8月～9月	意見等の反映、内容修正
9月	総務文教常任委員会で改訂案を説明
10月以降	計画策定・公表